

「介護職員等特定処遇改善加」とは

介護職員の処遇改善につきましては、平成29年度の臨時改定における介護職員処遇改善加算の拡充も含め、これまで数次にわたる取組が行われて参りましたが、「新しい経済政策パッケージ(平成29年12月8日閣議決定)」において、「介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。」とされ、令和元年10月の消費税引き上げに伴う介護報酬改定において対応することとされました。この事を受けて、令和元年度の介護報酬改定において、「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されたところです。

当該加算を受けるためには、下記要件を満たしている必要があります。

【介護職員等特定処遇改善加算の算定要件】

- ・ 現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定していること
- ・ 職場環境要件について、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分で、それぞれ1つ以上取り組んでいること
- ・ 賃上げ以外の処遇改善の取組の見える化を行っていること

【見える化要件】

介護職員等特定処遇改善加算を取得するためには、上記の必要要件がありますが、その中で「見える化」に向けた取り組みについて、介護職員等特定処遇改善加算も含めた処遇改善加算の算定状況や、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容の公表を想定しており、介護サービスの情報公表制度の対象となっていない場合、事業者のホームページを活用する等、外部から見える形で公表することも可能であることが明確にされています。

【キャリアパス要件の実施項目の公開】

・ キャリアパス要件Ⅰ

① 介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている。

② ①記に掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。

※ ①、②について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知している。

・ キャリアパス要件Ⅱ

介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見交換しながら、資質向上の目標及び下記①、②に関する具体的な計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保している。

① 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導者を実施するとともに、介護職員の能力評価を行う。当該取組の内容については下記のものとする。

- ・ 年2回の職員面談・評価を行い賞与等に反映する。

②資格取得のための支援の実施。当該取組の内容については下記のものとする。

- ・介護福祉士資格取得者には費用を法人が全額負担、それ以外の資格については内規に則り半額負担とする。

※平成 27 年度 介護職員初任者研修受講

※平成 30 年度 介護職員実務者研修受講

※令和 2 年度 介護職員実務者研修受講

※令和 3 年度 主任・リーダー マネージメント研修 7 名受講

喀痰研修 施設内にて 18 名受講

介護職員初任者研修 1 名受講

介護職員実務者研修 2 名受講

※令和 4 年度 介護職員実務者研修 2 名受講

社会福祉主事任用研修 1 名受講

介護職員初任者研修 1 名受講

※令和 5 年度 ユニットリーダー研修 4 名受講

介護職員実務者研修 6 名受講

喀痰研修 施設内にて 7 名受講

ボディメカニクス実務研修 全職員

※毎年度介護福祉士資格取得費用・・・法人全額負担(介護福祉士登録者のみ)

・キャリアパス要件Ⅲ

介護職員について、経験若しくは資格などに応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けている。

①経験に応じて昇給する仕組み

※「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みを指す。